

三重県建設工事執行規則の施行に 関し必要な書類の様式を定める要綱

三重県建設工事執行規則(昭和 39 年三重県規則第 16 号)の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

現場代理人等通知書	〔様式- 1 〕
経歴書	〔様式- 1 (2) 〕
現場代理人等変更通知書	〔様式- 1 (3) 〕
請負代金内訳書	〔様式- 2 〕
工程表	〔様式- 3 (1) 〕
変更工程表	〔様式- 3 (2) 〕
請求書	〔様式- 5 (1) 〕
請求書 (インボイス)	〔様式- 5 (1) (インボイス) 〕
認定請求書	〔様式- 1 5 〕
指定部分完成通知書	〔様式- 1 6 〕
指定部分引渡書	〔様式- 1 7 〕
工期延期届	〔様式- 2 3 〕
完成通知書	〔様式- 2 9 〕
引渡書	〔様式- 3 0 〕
(1) 建設工事請負契約書	〔第 1 号様式〕
(1-1) 建設工事請負変更契約書	〔第 1 号様式の 1〕
(1-2) 建設工事請負契約書の条項	〔第 1 号様式の 2〕
(1-3) 建設工事請負契約書・別紙・差替条項【特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合用】	〔第 1 号様式の 3〕
(2) 設計業務等委託契約書	〔第 2 号様式〕
(2-1) 設計業務等委託変更契約書	〔第 2 号様式の 1〕
(2-2) 設計業務等委託契約書の条項	〔第 2 号様式の 2〕
(2-3) 維持業務委託契約書	〔第 2 号様式の 3〕
(2-4) 維持業務委託変更契約書	〔第 2 号様式の 4〕
(2-5) 維持業務委託契約書の条項(単価契約用)	〔第 2 号様式の 5〕
(2-6) 維持業務委託契約書の条項	〔第 2 号様式の 6〕
(2-7) 維持業務委託契約書の条項	〔第 2 号様式の 7〕
(2-8) 維持業務委託契約書の条項	〔第 2 号様式の 8〕
(3)	〔第 3 号様式〕 (様式削除)
(4)	〔第 4 号様式〕 (様式削除)
(5)	〔第 5 号様式〕 (様式削除)
(6-1) 工程表	〔第 6 号様式の 1〕
(6-2) 実施計画表	〔第 6 号様式の 2(その 1)(その 2)〕
(7) 工事譲渡・承継承諾申出書	〔第 7 号様式〕
(8) 工事譲渡・承継承諾通知書	〔第 8 号様式〕
(9) 部分下請負通知書	〔第 9 号様式〕

(10)	監督員選任(変更)通知書	[第 10 号様式]
(12)	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	[第 12 号様式]
(13)	工事施工一時中止(再開)通知書	[第 13 号様式]
(14)	工事施工一時中止(再開)承諾書	[第 14 号様式]
(16)	工事延長通知書	[第 16 号様式]
(17)	不可抗力による損害通知書	[第 17 号様式]
(18)	損害調査結果通知書	[第 18 号様式]
(20)	委託業務完成認定書	[第 20 号様式]
(21)	委託業務補正命令書	[第 21 号様式]
(22)	委託業務完成報告書	[第 22 号様式]
(22-2)	維持業務実績報告書	[第 22 号様式の 2]
(22-3)	()維持業務完了届	[第 22 号様式の 3]
(22-4)		[第 22 号様式の 4] (様式削除)
(22-5)		[第 22 号様式の 5] (様式削除)
(23)	委託業務補正完了報告書	[第 23 号様式]
(30)	請負代金代理受領承認願	[第 30 号様式]
(31)	請負代金代理受領委任状	[第 31 号様式]
(32)	代替履行請求書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式]
(32-2)	代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書	[第 32 号様式の 2]
(32-3)	代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式の 3]
(33)	代替履行承諾書	[第 33 号様式]
(34)	代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書	[第 34 号様式]
(35)	請負契約解除通知書	[第 35 号様式]
(36)	協議書	[第 36 号様式]
(36-2)	同意書	[第 36 号様式の 2]
(37)	通知書	[第 37 号様式]
(38)	()維持業務指示書	[第 38 号様式]
(40)	中間前払金認定調書	[第 40 号様式]
(41)	是正等の措置請求書	[第 41 号様式]
(41-2)	是正等の措置結果書	[第 41 号様式 2]

附 則

1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

2 第一号様式別添条項第 21 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 25 条第 4 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用するものとする。

ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 6 日から施行する。

ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 14 年 7 月 22 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 14 年 8 月 20 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 18 年 2 月 22 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。